

係船中の船舶の取扱いに関する事項

改正規則等

船舶安全管理システム規則
船舶安全管理システム規則実施要領
船舶保安システム規則
船舶保安システム規則実施要領

改正事項

係船中の船舶の取扱いに関する事項

改正理由

船舶安全管理システム規則及び船舶保安システム規則においては、係船を行う場合の届出や審査に関する具体的な取扱い及び係船を解除する際に要求される審査について明確に規定されていないことから、今般、係船中の船舶に対する取扱いを定め、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 係船中の船舶は、初回審査、定期的審査及び臨時審査を行わない旨規定した。
- (2) 係船により証書が失効した場合には、登録は消除されない旨規定した。
- (3) 係船解除時に受けるべき審査についての要件を規定した。